

■授業料減免制度

藍野大学では、学費負担者（保護者等）の家計急変等により学費の納入が一時的に困難になった学生を対象に、審査のうえ授業料の減免を行う制度を設けています。詳細は、授業料減免規程をご覧ください。（問合せ先：学生課）

藍野大学 授業料減免規程

（目的）

第1条 この規程は、藍野大学（以下「本学」という。）に在学する学生のうち、修学に熱意があるにもかかわらず、経済的理由により学費納入が著しく困難になった学生を援助し、修学を継続させることを目的とする。

（減免額と期間）

第2条 学納金から、各学期の授業料の二分の一に相当する額を減免する。

2 減免期間の認定は1学期間ごととし、再申請により原則として2学期間の減免を受けることができる。

（対象者）

第3条 経済援助の対象者は、本学に在籍する学生で次の各号の一に該当する者とする。

- 一 家計支持者の死亡、傷病等により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- 二 家計急変により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- 三 災害により、家計支持者の住居等が滅失または毀損し、授業料の納入及び学生生活が困難になった者

（申請の手続き）

第4条 経済援助を希望する学生は、所定の申請書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

（選考）

第5条 授業料減免を受ける学生（以下「奨学生」という。）の選考は本学学生委員会（以下「委員会」という。）で行い、委員長は選考の結果を学長に報告する。

（奨学生の決定）

第6条 学長は委員会の選考結果を基にこれを理事長に提出し、理事長が奨学生を決定する。

（身上変更の届出）

第7条 奨学生は次の身上の異動があった場合は、遅滞なく所定の様式により、保証人連署の上、学長に届け出なければならない。

- ア 休学、退学
- イ 本人及び保証人の身分、住所、その他重要事項の変更

（取消）

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は委員会に諮ったうえで奨学生の決定を取り消すことができる。

- 一 懲戒処分を受けた場合
- 二 申請書及び提出書類に虚偽の記載があった場合
- 三 正当な理由なく第7条に定める届出を怠った場合
- 四 その他、学修の継続に意欲が認められない場合

(返還)

第9条 奨学生がその学期の中途において第8条の理由により奨学生の決定を取り消された場合は、すでに減免された授業料の全額を返還させることがある。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月3日から施行し、平成28年1月1日より適用する。

授業料減免申請書

平成 年 月 日

藍野大学長 殿

氏 名 ⑩

学籍番号（在籍生）

保証人氏名 ⑩

下記の通り、経済的理由により授業料減免の申請を願います。

減免を希望する時期	
理由(具体的に)	
証明書類	

事務部記入欄

受理日	
受理者	
備考	